

年金共済事業規程

第1章 総 則

(通 則)

第1条 情報産業労働組合連合会（以下「情報労連」という）は、情報労連規約第11条第2項により情報産業労働組合連合会共済事業本部（略称「労連共済本部」という）を設置し、定められた情報産業労働組合連合会共済事業規約に基づき、規約第3条（1）①に定める「年金共済」の事業を行う。

(事 業)

第2条 労連共済本部は、年金共済の契約者（以下「契約者」という）から共済掛金（以下「掛金」という）の支払いを受け、共済金等を支払う事業を行う。

2 前項の共済金等とは、年金・一時金および解約一時金をいう。

(契約者の範囲)

第3条 契約者になることができる者は、事業規約第5条に定める者のうち、情報労連加盟の組合員資格を有する者とする。

(被共済者の範囲)

第4条 被共済者となることができる者は、前条に定める契約者とする。

(共済金等の受取人)

第5条 年金共済契約（以下、「契約」という）にかかわる共済金等の受取人は、契約者とする。

2 契約者が死亡したときの受取人はその遺族とし、遺族の範囲および順位については、細則で定める。

ただし、夫婦連生年金の場合で、年金受給中の契約者が死亡したときに、第27条（4）ただし書きに定める特定配偶者が生存していた場合には、継続年金の受取人は特定配偶者とする。

(契約内容の提示)

第6条 労連共済本部は、契約の申し込みを受けたときには、契約申込者に対し、契約の内容となるべきものをあらかじめ正確に提示しなければならない。

(契約の締結)

第7条 契約の申し込みをしようとする者は、年金共済加入申込書に必要事項を記入のうえ、労連共済本部に提出しなければならない。

2 労連共済本部は、前項の申し込みを受理し、申し込みを承認しないときは速やかにその旨を申し込みした者に通知するとともに、すでに払い込まれた掛金がある場合は、これを返還するものとする。

(効力の発生)

第8条 この契約は、第11条の定めによる契約日から効力を生ずるものとする。

ただし、第10条の定めによるこの契約の第1回掛金が労連共済本部に払い込まれない場合には、労連共済本部は、契約上の責任を負わないものとする。

(掛金の構成)

第9条 掛金は、第44条および第45条の取扱いに基づく年金共済掛金と制度運営費の二者で構成するものとする。

2 制度運営費は掛金の1.0%とする。

3 年金共済掛金は、生命保険会社に払い込む保険料とする。

なお、年金共済掛金には、年金共済掛金に対し約1.3%の生命保険会社所定の付加保険料（事務手数料）が含まれるものとする。

(掛金の払い込み)

第10条 掛金の払い込みは、月払いとする。なお、契約者は、月払いとの併用で任意積立を行うことができるものとする。

2 契約者は、労連共済本部の指定する期日までに、労連共済本部の指定した場所に前項の掛金を払い込まなければならない。

(共済契約の契約日)

第11条 労連共済本部が第7条の定めにより契約申込を承認したときには、契約日はその翌月の1日、または当該契約の第1回掛金払込日の属する月の1日とする。

(2002年1月1日以降の新たな契約者に対する月払掛金の取り扱い)

第12条 2002年1月1日以降に、新たに年金共済の契約者になる者の月払掛金は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 1口当たり月払掛金 1,000円

ただし、1.0%の制度運営費を含むものとする

(2) 掛金の増減口

掛金の範囲は2～999口までとし、増減口は既加入口数を含めてこの口数範囲で行うものとする

(2002年1月1日前の既契約者に対する月払掛金の取り扱い)

第13条 2002年1月1日前に、すでに年金共済に加入していた契約者の月払掛金については、2002年1月1日以降次のとおり取り扱うものとする。

(1) 1口当たり月払掛金 1,000円

ただし、1.0%の制度運営費を含むものとする

(2) 2002年1月1日時点の口数

2002年1月1日現在における口数については、その前日の契約状況に応じて、別表1の通りとする

(3) 掛金の増減口

第12条(2)に準じるものとする

(任意積立)

第14条 契約者は、年金共済契約に対して、次に定める範囲内で掛金の任意積立を行うことが

できる。

- (1) 一口当り掛金 10,000円

ただし、1.0%の制度運営費を含むものとする

- (2) 払込期日

- ① 毎年1月1日および7月1日

この場合の払込可能期間は、それぞれ前年12月1日から2月末日および6月1日から8月31日とし、契約者はそれぞれの払込可能期間にあっては、1回に限り任意積立の掛金を払い込むことができるものとする

- ② 新規加入時

- ③ 第24条に定める年金の受取資格取得時

- (3) 払込可能範囲

任意積立の掛金を払い込む場合は、3口以上とし上限は設けない

- 2 労連共済本部は、任意積立の申し込みを承認しないときは、速やかにその旨を申込者に対し通知するとともに、すでに払い込まれた掛金がある場合には、これを返還するものとする。

(契約の無効)

第15条 この契約は、次の各号に該当するときには無効とする。

- (1) 契約者が、契約の効力発生日に、すでに死亡していたとき

- (2) 契約の口数が、第12条および第13条の定めによる制限を超過していたときは、その超過していた部分の契約は無効とする

- 2 前項の定めによる無効な契約に対して、労連共済本部は、すでに払い込まれた掛金を契約者に返還するものとする。

- 3 第1項の定めにより契約が無効であった場合において、すでに共済金等を支払っていたときは、労連共済本部は、その支払った共済金等の返還を請求することができる。

(契約の解除)

第16条 労連共済本部は、契約者が故意または重大な過失により、年金共済の契約において、事実をかくしまたは不実があった場合には、将来に向かって年金共済契約を解除することができる。

- 2 前項の定めにより契約が解除された場合において、すでに共済金等を支払っていたときは、労連共済本部は、その支払った共済金等の返還を請求することができる。

ただし、共済事故の原因が前項のかくした事実または不実に基づかないときは、この限りではない。

- 3 労連共済本部は、契約者が第3条に定める組合員資格を喪失したときは、将来に向かって年金共済契約を解除することができる。

(共済金等の受取資格の喪失)

第17条 第5条第2項に定める受取人が共済金等を受け取ることを目的として故意に契約者を死亡させたときは、当該受取人は共済金等の受取人の資格を喪失し、受取人順位は、次

順の受取人となる。受取人の順位は細則に定める各順位とする。

第 2 章 年金共済制度

第 1 節 年金共済契約

(共済金の種類)

第 18 条 この契約にかかる共済金の種類は、支払事由により、次の各号のものとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 年金 | (5) 一時金 |
| (2) 遺族年金 | (6) 解約一時金 |
| (3) 継続年金 | (7) 遺族一時金 |
| (4) 配偶者年金 | (8) 年金にかえる一時金 |

(年金共済掛金払込の猶予期間)

第 19 条 第 2 回以降の掛金の払い込みについては、第 10 条第 2 項に定める払込期日の翌日から起算して 3 ヶ月間を猶予期間とする。

(期間の計算の起算日)

第 20 条 この契約にかかる共済金算定のための期間計算については、保険料が生命保険会社に入金した日をもって起算日とする。

(契約の解約)

第 21 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この契約の全部または一部を解約することによって解約一時金の払い戻しをすることができる。

2 第 19 条に定める猶予期間内に掛金が払い込まれない場合は、この契約の全部が解約されたものとみなす。

3 契約者が、第 1 項により解約をしようとするとき、または、第 2 項に該当したときは、細則に定める書類を労連共済本部に提出しなければならない。

(一部解約の取り扱い)

第 22 条 契約者が、前条に定める契約の一部の解約を行う場合には、1 回当りの解約一時金の支払いは、この契約の積立金の 90% の範囲で、かつ 20 万円以上 1 万円単位とする。

(契約の消滅)

第 23 条 次の各号に該当した場合、この契約は消滅したものとする。

- (1) 第 21 条の定めにより、この契約の全部が解約された契約者に解約一時金が支払われたとき
- (2) 第 33 条の定めにより、契約者に一時金が支払われたとき
- (3) 第 30 条の定めにより、契約者に年金にかえる一時金が支払われたとき
- (4) 第 36 条の定めにより、契約者の遺族に遺族一時金が支払われたとき
- (5) 第 35 条の定めにより、契約者の遺族に遺族年金にかえる一時金が支払われたとき

き

- (6) 契約者が、第25条に定める年金原資の据置中に契約の全部を解約し、第23条に定める解約一時金が支払われたとき
- (7) 確定年金および重点給付型年金で、年金の支払いまたは年金にかえる一時金の支払いにより、その支払期間が満了したとき
- (8) 年金受給中の契約者が死亡し、年金の支払いまたは年金にかえる一時金の支払いにより、継続年金の支払期間が満了したとき
ただし、夫婦連生年金で第27条(4)ただし書きに定める特定配偶者が、継続年金の支払期間満了時に生存していた場合を除く
- (9) 第27条(4)ただし書きに定める特定配偶者が配偶者年金受給中に死亡し、その後最初に到来する年金支払開始日の応当日（以下「年金応当日」という）の属する月の前月までの配偶者年金が支払われたとき

第2節 共 済 金

(年金の受取資格)

第24条 契約者が、退職した場合または在職のまま60歳を超えて初めて到来する4月1日以降に年金の受け取りを希望した場合、年金の受取資格を得るものとする。

- 2 年齢による資格要件は、終身年金・夫婦連生年金・重点給付型年金は55歳以上とするが、確定年金については55歳未満であっても受け取ることができるものとする。
- 3 年金の受け取りに必要な最低年金原資額は、年金の月額が2万円以上の積立金とする。これに満たない場合は、不足額を年金受取手続き時に一括納入することにより年金を受け取ることができるものとする。
- 4 新たに年金受取並びに年金受給中に海外移住される契約者の年金受取は、次の各号に定める要件に適合する場合によるものとする。
 - (1) 日本国内に連絡できる家族（親族2親等）が住居する場合。
 - (2) 日本国内に受取口座がある場合。

これにより難い場合は、一時金払いにより取り扱うこととする。

(年金原資の据置)

第25条 契約者が前条に定める年金受取資格を取得した場合、契約者の申し出により1年から10年まで、1年単位で年金原資を据え置くことができるものとする。

- 2 据置期間中に契約の全部を解約し、一時金による受け取りを希望した場合には、第21条の定めるところによるものとする。

(年金の支払方法)

第26条 第24条に定める年金受取資格を得た契約者が、年金の受け取りを希望した場合、年金受取資格を得た日をもって、契約者は年金の受給権を取得するものとし、当該契約者を受取人として、年金を支給する。

ただし、前条に定める年金原資の据置を行った契約者については、据置期間の満了日をもって、年金の受給権を取得するものとする。

2 年金は、年金受給権取得日の属する月の翌月1日を年金支払開始日として、年6回、2月、4月、6月、8月、10月、および12月の各15日に、当該支払月の前月までの未払分を受取人に支払う。

3 前項にかかわらず、2002年4月1日前に年金受取資格を得た契約者で、年金証書の発行されている年金受取人については、同日前に適用されていた年金付生命共済事業規約第42条に基づき、3ヵ月ごとにまとめて年4回年金を支払うものとする。

(年金の種類)

第27条 この契約にかかる年金の種類は、次の各号のものとする。

(1) 支払保証期間を15年とする終身年金

支払保証期間中は契約者の生死にかかわらず、または支払保証期間経過後は、契約者が生存している限り年金を支払うものとする。

(2) 確定年金

確定年金の種類は、支払期間ごとに次にかかげるものとし、契約者の生死にかかわらず、それぞれの期間に応じ年金を支払うものとする。

- ① 5年確定年金
- ② 10年確定年金
- ③ 15年確定年金
- ④ 20年確定年金

(3) 重点給付型年金

重点給付型年金は、次にかかげるものとし、契約者の生死にかかわらず、5年間の重点給付期間中は年金支払開始時の基本年金を支払い、5年間の重点給付期間経過後の年金支払期間には、年金支払開始時の基本年金額の2分の1を支払うものとする。

- ① 10年確定年金（重点給付型）
- ② 15年確定年金（重点給付型）
- ③ 20年確定年金（重点給付型）

(4) 支払保証期間を15年とする夫婦連生年金

支払保証期間中は、契約者の生死にかかわらず、または支払保証期間経過後は、契約者が生存しているかぎり年金を支払うものとする。また、支払保証期間経過後に契約者が死亡したときは、その後最初に到来する年金応当日より、配偶者が生存している限り配偶者に年金を支払うものとする。

ただし、ここでいう配偶者とは、規約細則の定めにかかわらず、年金支払開始日および契約者の生存期間中に民法上の婚姻関係にある同一人（以下「特定配偶者」という）をいい、この配偶者に支払う年金を配偶者年金という。特定配偶者の年齢範囲については、細則で定める。

（年金種類の選択）

第28条 第24条および第26条により年金受給権を取得した契約者は、年金の請求時に前条に定めるいずれかの年金を選択するものとする。

- 2 年金支払開始日以降は、年金の種類を変更はできない。

（年金額）

第29条 年金月額は、年金支払開始日の積立金を基準に計算した基本年金と年金開始後の配当金に基づく増加年金との合計額とする。

- 2 重点給付型年金の年金額は、年金支払開始から5年間は年金支払開始時の基本年金の額とし、その後は当該基本年金額の2分の1とする。
- 3 夫婦連生年金で、配偶者年金の年金額は、契約者の基本年金の80%とする。

（年金にかえる一時金）

第30条 契約者は、年金の支払請求時に年金原資の全部を年金にかえて一時金で受け取ることができる。

- 2 労連共済本部は、基本年金月額が2万円に満たない場合、年金にかえて一時金を支払う。
- 3 年金受取人が、終身年金支払保証期間中、夫婦連生年金支払保証期間中、確定年金受取期間中または重点給付型年金受取期間中に、年金の支払いにかえて一時金を希望した場合には、残存保証期間の未払年金原資を一括で支払う。

（年金受取人が死亡した場合の継続年金および配偶者年金の取り扱い）

第31条 年金受取人が、終身年金支払保証期間中、確定年金受取期間中または重点給付型年金受取期間中に死亡した場合には、継続受取人に年金を支給する。

ただし、継続受取人が年金の支払いにかえて一時金を希望した場合には、残存保証期間の未払年金原資を一括で支払う。

- 2 終身年金で支払保証期間経過後に年金受取人が死亡した場合には、死亡後に最初に到来する年金応当日の属する月の前月までの月に未支払の年金があれば、継続受取人にこれを支払う。
- 3 年金受取人が夫婦連生年金の支払保証期間中に死亡した場合には、以下のとおり取り扱う。

- （1）年金受取人の死亡時に特定配偶者が生存していた場合には、残存保証期間にわたって基本年金を支払う。

ただし、特定配偶者が年金の支払いにかえて一時金を希望した場合には、残存保証期間の未払年金原資を一括で支払う。

- （2）年金受取人の死亡時に特定配偶者が生存しない場合には、細則に定める遺族を継続受取人として、残存保証期間にわたって基本年金を支払う。

ただし、継続受取人が年金の支払いに代えて一時金を希望した場合には、残存保証期間の未払年金原資を一括で支払う。

- 4 年金受取人が夫婦連生年金の支払保証期間経過後に死亡した場合には、以下のとおり

取り扱う。

(1) 年金受取人の死亡時に特定配偶者が生存していた場合には、当該配偶者を継続受取人として、次の年金応当日の属する月の前月までの月に未支払の基本年金があれば、これを支払う。特定配偶者が次の年金応当日に生存していた場合、生存している限り配偶者年金を支払う。

(2) 年金受取人の死亡時に特定配偶者が生存しない場合には、細則の定める遺族を継続受取人として、次の年金応当日の属する月の前月までの月に未支払の基本年金があれば、これを支払う。

5 前4項に定める継続受取人および特定配偶者が年金受給中に死亡した場合には、年金受け取りの再継承を行い、この遺族を再継承受取人として未支払の年金を支払う。

(夫婦連生年金における配偶者年金部分の消滅)

第32条 夫婦連生年金の年金支払開始日以降で契約者が生存中に、死亡以外の事由により特定配偶者が存在しなくなった場合には、配偶者年金部分の積立金を契約者に支払い、以後夫婦連生年金の配偶者年金部分は消滅するものとする。

2 夫婦連生年金の年金支払開始日以降で契約者が生存中に、特定配偶者が死亡した場合には、夫婦連生年金の配偶者年金部分は消滅するものとする。

(一時金)

第33条 契約者が、第24条に定める年金の受取資格を得ないまま、退職した場合には、一時金の受取資格を取得する。この場合、第21条に定める契約の全部解約が行われたとみなす。

(遺族年金)

第34条 契約者が、次の各号に定める状態に至った場合、その遺族は、契約者の死亡日をもって遺族年金の受取資格を取得するものとする。

(1) 契約者が、第24条に定める年金受取資格の取得前に死亡したとき

(2) 契約者が、第24条に定める年金受取資格を得たのち、第1回の年金支払開始日前に死亡したとき

(3) 契約者が、第25条に定める年金原資の据置中に死亡したとき

2 遺族年金受取人は、遺族年金の請求時に第27条(2)に定める確定年金のうち、いずれか一つを選択するものとする。

3 第26条第2項、第29条第1項および第31条第1項ならびに同条第5項の定めは、本条の場合に準用する。

(遺族年金にかえる一時金)

第35条 遺族年金受取人は、遺族年金の支払い請求時に年金原資の全部を年金にかえて一時金で受け取ることができる。

2 労連共済本部は、遺族年金月額が2万円に満たない場合、年金にかえて一時金を支払う。

3 遺族年金受取人が、年金受取期間中に遺族年金にかえて一時金を希望した場合には、

残存保証期間の未払年金原資を支払う。

(遺族一時金)

第36条 契約者が、第34条に定める遺族年金の受取資格を取得しないまま死亡したときには、その遺族は遺族一時金の受取資格を有する。この場合、死亡時におけるこの契約の積立金を遺族に対して一括で支払うものとする。

(共済金の請求)

第37条 共済金の受取人は、支払事由が発生した場合、その事由を知った日から2ヵ月以内に細則で定める書類を労連共済本部に提出して、共済金の支払いを請求するものとする。

(年金証書)

第38条 第26条の定めにより年金を支払う場合には、年金証書を受取人に発行するものとする。なお、第25条による年金原資の据置をした場合は、据置証書を受取人に発行するものとする。

(必要書類の提出)

第39条 終身年金および夫婦連生年金の受取人は、支払保証期間後は、毎年1回期日までに、必要な書類を提出しなければならない。

(一時金の支払方法)

第40条 労連共済本部は、第21条、第25条第2項、第30条、第31条第1項ただし書き、同条第3項(1)ただし書き、同条第3項(2)ただし書き、第33条、第34条第3項、第35条および第36条に定める一時金の支払請求を受けた場合には、受取人が指定した口座に一時金を支払うものとする。

また、第32条第1項に定める「配偶者年金部分の積立金支払」についても同様の取扱とする。

2 前項の場合、支払いに際し、検討を必要とする請求については、所要の日数を要するものとする。

(時効)

第41条 年金共済契約にかかる共済金を請求する権利は、その支払事由が発生したときから3年を経過したとき、時効によって消滅する。

(住所の変更)

第42条 契約者または共済金の受取人が、住所または居所(連絡先を含む)を変更したときは、直ちに通知しなければならない。

2 前項の通知をしなかったときは、労連共済本部が知った最終の住所または居所宛に発した通知は、契約者または共済金の受取人に到達したものとみなす。

(年金共済制度の見直しと改定)

第43条 労連共済本部は、事業の健全運営を維持するために、経済状況を適格に把握するとともに、情勢に即応した年金共済制度の見直しと改定を行うことができるものとする。

第3章 制度の運営

（年金共済制度の運営）

第44条 労連共済本部は、年金共済制度の運営の一部を、生命保険会社と拠出型企業年金保険契約を締結することによって行うものとする。

（資金の管理・運用）

第45条 年金共済制度の資金の管理・運用は、生命保険会社に委託できる。

（制度運営利率の設定）

第46条 年金共済制度の共済金額を決定する計算利率を制度運営利率という。

2 制度運営利率は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約の予定利率と同率とし、将来これに変更があった場合、連動して変更されるものとする。

3 労連共済本部は、制度運営利率が変更された場合は、その旨を直後の総会にて報告するものとする。

（契約の積立金）

第47条 年金支払開始前の契約者に対するこの契約の積立金は、各生命保険会社が積み立てた当該契約者に対する保険料積立額の合計額とする。

2 前項の保険料積立金は、毎月次の計算式によって算出する。

$$\begin{aligned} \text{当月末保険料積立金} = & \text{前月末保険料積立金} \\ & + \text{当月入金保険料} \\ & - \text{当月支払い一時金} \\ & - \text{当月分付加保険料} \\ & + \text{当月分予定利息} \end{aligned}$$

（情報開示）

第48条 労連共済本部は、掛金払込中の契約者に対し、この契約にかかる積立金相当額の情報を提供するものとする。

2 生命保険会社と締結している年金共済制度の収支、貸借および資金運用の委託状況については、必要のつど機関紙等を通じて契約者に開示するものとする。

（戦争その他非常な出来事の場合）

第49条 労連共済本部は、戦争その他の変乱、地震・噴火または津波、資金運用を委託した生命保険会社の破綻など非常な出来事により、年金共済契約にかかる共済金を支払うことができないと判断される場合は、情報労連全国大会もしくは総会の承認を得て、共済金の支払分割、支払いの繰延、削減または消滅をすることができるものとする。

第4章 異議の申し立て

（異議の申し立て）

第50条 年金共済契約および共済金等の支払いに関する処分に不服がある契約者または共済金等の受取人は、労連共済本部に対して異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議申し立ては、処分を知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の定めによる異議申し立てがあったときは、労連共済本部は異議申し立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議申し立てした者に通知をしなければならない。

第5章 雑 則

（事業の休止または廃止）

第51条 労連共済本部は、共済事業の全部または一部を休止し、または廃止にする場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、情報労連全国大会の承認を得るものとする。

（受取権譲渡等の禁止）

第52条 共済金等の支払いを受ける権利は、これを譲り渡しまたは担保に供してはならない。

（事業の実施方法）

第53条 労連共済本部は、共済事業の運営に関する事務の一部を他の団体に委託することができる。

（剰余金の処分）

第54条 共済事業の運営において剰余金が生じた場合、労連共済本部は、その処分について総会の承認を得るものとする。

（規程の改廃）

第55条 規程の改廃ならびに事業の運営にあたっての必要な事項は、情報労連全国大会において承認を得なければならない。

（細 則）

第56条 この規程に定めるものの他、共済事業の実施のための手続き、その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

付 則

この規程は、2002年1月1日から施行する。

この規程は、2005年1月1日から一部改正施行する。

この規程は、2006年7月20日から一部改正施行する。

この規程は、2009年7月16日から一部改正施行する。

この規程は、2011年7月21日から一部改正施行する。

この規程は、2013年8月1日から一部改正施行する。

この規程は、２０１９年８月１日から一部改正施行する。

この規程は、２０２１年２月１日から一部改正施行する。

この規程は、２０２４年７月１２日から一部改正施行する。

(別表１)

２００１年１２月３１日の契約状況		２００２年１月１日の契約状況	
契約 口数	共済契約の型	月払共済掛金	月払掛金口数
１口	B－０５	４，０００円	４
	B－１０	９，０００円	９
	B－２０	１９，０００円	１９
２口	B－０５×２口	８，０００円	８
	B－１０×２口	１８，０００円	１８
	B－２０×２口	３８，０００円	３８
	B－０５＋B－１０	１３，０００円	１３
	B－０５＋B－２０	２３，０００円	２３
	B－１０＋B－２０	２８，０００円	２８
３口	B－０５×３口	１２，０００円	１２
	B－１０×３口	２７，０００円	２７
	B－２０×３口	５７，０００円	５７
	B－０５×２口＋B－１０	１７，０００円	１７
	B－０５×２口＋B－２０	２７，０００円	２７
	B－０５＋B－１０×２口	２２，０００円	２２
	B－０５＋B－２０×２口	４２，０００円	４２
	B－１０×２口＋B－２０	３７，０００円	３７
	B－１０＋B－２０×２口	４７，０００円	４７
	B－０５＋B－１０＋B－２０	３２，０００円	３２